

## 事業事前評価表

国際協力機構  
ガバナンス・平和構築部  
ガバナンスグループ法・司法チーム

### 1. 案件名（国名）

国名：ケニア共和国（ケニア）

案件名：（和名）コミュニティにおける児童及び若年者の犯罪防止、改善更生及び社会復帰プロジェクト

（英名）Project for Community-Based Crime Prevention, Supervision, Rehabilitation and Reintegration of Children and Young Persons in Conflict with the Law in Kenya

### 2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における少年司法の現状・課題及び本事業の位置付け

ケニアでは、劣悪な生活環境に置かれ<sup>1</sup>、社会・経済的な理由によりギャンググループ等の犯罪にかかわる児童や若年者の保護と更生が、コミュニティのみならず地域の安定において重要な課題となっている。ケニア政府は、国家開発計画「Vision2030」の三本柱の一つ、「社会」において、児童（18歳未満）<sup>2</sup>の保護及び改善更生を「ジェンダー、若者、脆弱層」セクターにかかる「児童保護プログラム」の重要施策に位置づけている。また、「政治」の柱において、「ガバナンスと法の支配」セクターにかかる「刑事司法システム強化」プログラムの重要施策として若年者（18歳以上～24歳以下）<sup>3</sup>の矯正及び改善更生をあげている。

しかし、適切な支援を受けられない非行児童・若年犯罪者が社会復帰を果たせず、生き延びる術として再び非行・犯罪に及ぶケースが多いとされている。

「犯罪者保護観察法」（Probation of Offenders Act、2018年改正）に基づく裁判所の保護観察命令又は社会奉仕命令によってコミュニティに戻る非行児童及び若年犯罪者への対応及びアフターケアは、内務・国家行政省保護観察局（以下「保護観察局」）の保護観察官が担当するが、人材・予算等の制約から十分な取り組みがなされていない。また、日本の保護司（Volunteer Probation Officer）制度を参考に、保護観察官を補佐する「保護観察ボランティア（以下「ボラン

<sup>1</sup> ケニア内務・国家行政省保護観察局によれば、2021年7月時点で、約240万の孤児がおり、約30万人のストリートチルドレンがいるとされている。

<sup>2</sup> ケニア憲法では18歳未満がChildと定義づけられており、児童法（The Children Act、2022年改正）に基づき12歳以上～18歳未満の者について刑事責任が問われる。ゆえに本事業では、刑事訴訟法の適用対象となる行為を行った12歳以上～18歳未満の者を「非行児童（Children in conflict with the law）」と定義する。

<sup>3</sup> ケニア憲法では18歳以上～35歳以下がYouthと定義づけられているが、本事業では、UNのレポート“*Youth 2030 Working with and for Young People*”（2018年）及びケニア側との協議を踏まえ、刑事訴訟法の適用対象となる行為を行った18歳以上～24歳以下の者を「若年犯罪者（Young Persons in conflict with the law）」と定義する。

ティア)」の制度が2005年に導入されたものの<sup>4</sup>、ボランティアの選定や育成の仕組みが整備されておらず、地域によってボランティアの定着にばらつきがある状態となっている。

これまで JICA は、ケニアの少年司法分野において、「青少年犯罪防止及び処遇制度改善プロジェクト」(2003～2005 年度)、「特別な配慮を要する子どもの犯罪防止、リハビリテーション及び保護プロジェクト」(2006～2009 年度)、「少年保護関連職員(CCPO)能力向上プロジェクト」(2009～2013 年度/2019 年度にフォローアップ協力)を実施し、労働・社会福祉省児童局を中心とする少年保護関連機関の能力強化に取り組み、研修プログラム及び教材を開発した。また、特定非営利活動法人ケニアの未来(以下「ケニアの未来」)に委託して実施した草の根技術協力「マチャコス地方の地域社会における非行児童及び青年の更生保護活性化事業」(2018 年～2020 年)では、マチャコス・カウンティ<sup>5</sup>をパイロット地域として、非行児童・若年犯罪者の改善更生及び社会復帰の促進に加え、児童・若年者の犯罪防止のため、ボランティアの選定・育成モデルを導入し、ボランティア制度の活性化に取り組んだ。この結果、改善更生や社会復帰に係る地域住民の理解促進やボランティアの増加といった一定の成果が得られたものの、新型コロナウイルスの感染拡大により、計画されていた活動の一部が実施できなかった。

こうした背景を受けて、コミュニティレベルの児童・若年者の犯罪防止、非行児童及び若年犯罪者の改善更生及び社会復帰促進のため、ケニアの未来の取り組みをモデル化し、これを、他カウンティにも展開して定着を図るべく、ケニア政府から日本政府に対し、技術協力が要請された。

## (2) アフリカ地域に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は、我が国の対ケニア国別開発協力方針において、重点分野6「地域の安定化」に位置付けられる。

また、「誰一人取り残さない」とする SDGs の根本理念のみならず、すべての人の司法へのアクセスの実現を目指す SDGs ゴール 16.3 の実現に寄与するほか、TICAD8 の「平和と安定」に関する日本の貢献策のうち、「民主主義の定着及び法の支配の推進」(制度構築、若者の教育)及び「コミュニティ基盤の強化」(暴力的過激主義拡大の予防)に資する取り組みの一つとして位置付けられる。加えて、2021 年3月の京都コンGRESSにおける「京都宣言」(犯罪防止における子どもと若者、再犯防止)、世界保護司会議における「京都保護司

<sup>4</sup> 保護観察ボランティア(Community Probation Volunteer)は、非拘禁措置に関する国連最低基準規則(東京ルール)において「政府の任命により、犯罪者の更生において保護観察官を補助する者」と定義されている。

<sup>5</sup> カウンティ(地方)はケニアの地方行政区画。全国に47のカウンティが設置されている。

宣言」(地域ボランティアの発展)にも合致する。

さらに、「人間の安全保障」の考え方のもと、一人ひとりが尊重される社会を目指す、JICA 課題別事業戦略(グローバルアジェンダ)「ガバナンス」における「法の支配の実現」クラスターにも合致している。

### (3) 他の援助機関の対応

UNODC (United Nations Office on Drugs and Crime : 国連薬物・犯罪事務所)が行う「PLEAD (Project for Legal Empowerment and Aid Delivery in Kenya)」(2018年~2023年)によって、ボランティア・ガイドラインや研修カリキュラム、マニュアルが作成されている。

## 3. 事業概要

### (1) 事業目的

本事業は、ケニアのパイロット地域において、①コミュニティに対する啓発活動、②ボランティアの選定・育成、及び③保護観察官・ボランティアを活用した犯罪防止活動、改善更生及び社会復帰活動を行うことにより、コミュニティレベルでの児童・若年者の犯罪防止、非行児童及び若年犯罪者の改善更生及び社会復帰に資するモデルの確立を図り、もって、児童・若年者の犯罪防止、非行児童及び若年犯罪者の改善更生及び社会復帰の促進に寄与することを目的とする。

### (2) プロジェクトサイト/対象地域名

- ① ナイロビ (内務・国家行政省保護観察局)
- ② パイロット地域: キアンブ、マチャコス、キスム、シアヤ (別添資料参照)

### (3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

- ① 直接受益者:
  - ・パイロット地域の保護観察官・保護観察ボランティア約400人
- ② 最終受益者:
  - ・パイロット地域の住民
  - ・パイロット地域の非行児童及び若年犯罪者

### (4) 総事業費 (日本側): 2.8 億円

### (5) 事業実施期間: 2023年9月~2026年8月を予定 (36カ月)

(6) 事業実施体制

- ① 実施機関：内務・国家行政省保護観察局及びパイロット地域の保護観察所
- ② 関係機関
  - ア) 中央レベル：国家司法行政諮問委員会（NCAJ: National Council on the Administration of Justice）の Taskforce on Children Matters、内務・国家行政省矯正局、労働・社会福祉省児童局
  - イ) コミュニティレベル：地域行政官<sup>6</sup>、NGO/NPO 等

(7) 投入（インプット）

- ① 日本側
  - ア) 長期専門家派遣（合計約 108P/M）：総括／ボランティアモデル定着・普及、ボランティアモデル定着、業務調整
  - イ) 短期専門家・調査団派遣：改善更生・社会復帰及び犯罪防止 等
  - ウ) 研修員受け入れ：改善更生・社会復帰及び犯罪防止 等
  - エ) 機材供与：プロジェクト車両、オフィス用品等
- ② ケニア国側
  - ア) カウンターパートの配置
    - ・ プロジェクト・ダイレクター：内務・国家行政省保護観察局長
    - ・ プロジェクト・マネージャー：内務・国家行政省保護観察局課長
    - ・ その他カウンターパート：内務・国家行政省保護観察局各部門職員
  - イ) 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供
    - ・ 専門家執務室、現地経費（ワークショップ・研修等実施の一部経費）

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

- ① 我が国の援助活動
  - ア) 個別専門家「ジェンダーに基づく暴力撤廃に向けた地方行政能力推進アドバイザー」（2023年～2025年）：保護観察官・ボランティアへの研修内容に係るジェンダーの観点からの助言を行う。
  - イ) JICA 海外協力隊（青少年活動、行政サービス、ソーシャルワーカー）：

---

<sup>6</sup>カウンティ（地方）は County Commissioner、サブカウンティ（県）は Deputy County Commissioner、ワード（郡）は Assistant County Commissioner、ロケーション（地区）は Chief、サブロケーション（準地区）は Assistant Chief、ビレッジ（村）は Village Elder が担当。ワードの Assistant County Commissioner までは全国転勤の国家公務員であるが、ロケーションの Chief 以下はその土地の出身者が採用されている。

改善更生及び社会復帰活動、犯罪防止活動についての情報交換の他、本事業専門家から協力隊活動への助言を行う。

ウ) 草の根技術協力「準スラム地域における 若者失業者の起業を通じた収入創出促進事業」(NPO 法人アクセプトインターナショナル)(2022年～2024年): 若年犯罪者の改善更生及び社会復帰に係る活動について情報交換を行う。

## ② 他の開発協力機関等の活動

ア) 国連アジア極東犯罪防止研修所 (UNAFEI: United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders) が実施する「ケニア非行少年処遇制度」研修 (2000年～): 本事業の研修員受け入れと統合する。

イ) UNODC が実施する PLEAD :  
保護観察官・ボランティアを対象とする研修において、UNODC の作成したマニュアル・ガイドライン<sup>7</sup>等を活用する。また、UNODC は内務・国家行政省保護観察局の政策策定支援にも携わっているため、ボランティアの承認制度の確立に係る連携が期待される。

## (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

### ① 環境社会配慮

ア) カテゴリ分類: C

イ) カテゴリ分類の根拠: 本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、環境に望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

### ② 横断的事項

本事業は、経済的・社会的弱者である非行児童・若年犯罪者、パイロット地域の住民を最終受益者とするものである。

### ③ ジェンダー分類:

ア) ジェンダー案件: GI (S) ジェンダー活動統合案件

イ) 活動内容/分類理由

保護観察官・ボランティアの研修において、性犯罪の加害者への啓発・教育、被害者のケアや性犯罪の予防等、ジェンダー要素を取り入れることが必要かつ有用であるため。

<sup>7</sup> 「少年保護関連職員能力向上プロジェクト」(2009年～2013年)の活動の一環として2013年に作成された Throughcare ガイドライン(更生施設から出所する非行児童・若年犯罪者のアフターケアについて定めたもの)についても、2021年度にUNODCにより改訂されている。

(10) その他特記事項

本事業を実施する際には、非行児童・若年犯罪者のケース情報や統計の収集・蓄積・分析における IT 活用のニーズやリソースを確認する。

#### 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：<sup>8</sup>

ケニア全土において、児童・若年者の犯罪防止、非行児童・若年犯罪者の改善更生及び社会復帰が適切に促進される。

指標及び目標値：ケニア国内の XX 箇所のカウンティにおいて、改善更生及び社会復帰モデル、犯罪防止モデルが採用されている。

(2) プロジェクト目標：

パイロット地域において、地域住民、関連行政機関、及び NCAJ の協力のもと、保護観察所による児童・若年者の犯罪防止、非行児童・若年犯罪者の改善更生及び社会復帰のモデルが確立される。

指標及び目標値：

(ア) パイロット地域の保護観察所の XX 割が、改善更生及び社会復帰モデル、犯罪防止モデルを実施する。

(イ) パイロット地域の保護観察所の XX 割が、ボランティアと協働して犯罪防止活動を実施する。

(ウ) 保護観察局が改善更生社及び社会復帰モデル、犯罪防止モデルの普及計画を策定する。

(3) 成果：

成果 1：パイロット地域において、保護観察所の役割・機能、児童・若年者の犯罪防止、非行児童・若年犯罪者の改善更生及び社会復帰に対する地域住民・行政機関の理解が深まる。

成果 2：パイロット地域の実情に即した数のボランティアが地域住民主体で選出され、保護観察局により正式に承認される。

成果 3：パイロット地域の保護観察所の能力が向上する。

成果 4：パイロット地域の保護観察所による非行児童・若年犯罪者の改善更生及び社会復帰の実施体制が形成される。

成果 5：パイロット地域の保護観察所による児童・若年者の犯罪防止の実施体制が形成される。

<sup>8</sup> 指標及び目標値については、事業開始後のベースライン調査を経て確定とする。

(4) 主な活動：

- ・ 保護観察局が、非行児童・若年犯罪者の改善更生及び社会復帰、児童・若年者の犯罪防止に対する地域住民・行政機関の理解促進にかかる計画を策定する。
- ・ 保護観察所が、パイロット地域において地域住民や行政機関を巻き込んだ改善更生及び社会復帰、犯罪防止に係る啓発活動を行う。
- ・ 保護観察所が、パイロット地域の実情に即した数のボランティアを選出し、保護観察局が同ボランティアを正式に承認する。
- ・ パイロット地域の保護観察官・ボランティアを対象に、改善更生及び社会復帰、犯罪防止に関する研修を実施する。
- ・ 保護観察官が、パイロット地域の非行児童・若年犯罪者に対する改善更生活動の個別処遇計画を作成し、保護観察官の監督の下、ボランティアが同計画を実践する。
- ・ 保護観察官及びボランティアが、パイロット地域の住民を対象に、犯罪予防活動計画に基づく犯罪予防活動を行う。

## 5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ① 児童・若年者の犯罪防止、非行児童・若年犯罪者の改善更生及び社会復帰の活動に従事するコミュニティレベルの人材の活用に対し必要十分な予算・人員措置が行われ、保護観察局の人員配置が頻繁に変更されない。
- ③ 児童・若年者の犯罪防止、非行児童・若年犯罪者の改善更生及び社会復帰にかかる政策的重要性が失われない。

(2) 外部条件

パイロット地域の政情及び治安状況が悪化しない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

第一に、「少年保護関連職員能力向上プロジェクト」(2009～2013年度)において、プロジェクト終了後の予算確保が研修の継続的実施の障害となったことから、本事業では、協力活動の進展に応じて研修費等、必要経費における先方負担の割合の増加努力を慫慂する

第二に、2(1)に記載した過去の協力や調査から、地域住民・行政官をはじめとして、裁判所、警察や学校等のいわゆる社会資源との連携が、改善更生及び社会復帰、犯罪防止を進める上で重要との教訓を得ていることから、本事業

業では、前記社会資源との協働を促進する体制づくりに取り組む。

## 7. 評価結果

本事業は、ケニアの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、児童・若年者の犯罪防止、非行児童・若年犯罪者の改善更生及び社会復帰の推進を通じて、特に脆弱層の司法アクセスの実現に資するものであり、SDGs のゴール 16 に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標  
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
  - ① 事業開始 3 カ月以内：ベースライン調査
  - ② 事業完了 3 年後：事後評価

以 上

別添資料：コミュニティにおける児童及び若年者の犯罪防止、改善更生及び社会復帰プロジェクト地図



コミュニティにおける児童及び若年者の犯罪防止、改善更生及び社会復帰プロジェクト地域（地図）

